

作物試験研究推進会議新品種候補審査の実施について

作物試験研究推進会議運営要領(23 作物第 090903 号)第8に定める新品種候補の審査に際し必要な事項を以下の通り定める。

なお、新品種候補に求められる条件は、作物種、目的形質、育種の進度、需給事情等により大きな差異が生じる。従って、個別新品種候補の審査に当たっては、ここに示す事項を指標としつつ、当該候補の類型や位置付けに即して取り扱うこととする。

一 各試験の定義

特性検定試験:育成系統の特定形質について評価を加えるため、育成地もしくは当該形質の評価に適した試験地や機関において実施する試験

生産力検定試験:育成系統の生産性を総合的に評価するため、育成地が実施する試験

地域適応性試験:育成系統の普及見込み地帯を含む各地域への適応性を評価するため、奨励品種決定調査等第3者機関において実施する試験

二 農林認定申請候補審査

1. 新品種候補審査申請の条件

1) 新品種候補は、原則として、次に掲げる試験(準ずる試験を含む。)を実施したものと
する。

ア 特性検定試験

イ 生産力検定試験

ウ 地域適応性試験(ただし基本調査3年以上、現地調査2年以上を基本とする。)

2) 一代雑種新親品種候補は、原則として試験年数3年以上の次に掲げる試験を実施した
ものとする。

ア 親品種としての採種能力その他の諸特性に関する試験

イ 当該親品種候補を用いた一代雑種の生産力その他の諸特性に関する試験

2. 新品種候補の申請

新品種候補の申請は、農研機構所属の育成地にあつては当該品種の育成地における中課題の推進責任者もしくは副責任者等、共同戦略連携協定参画機関所属の育成地については当該機関の育成者代表等が新品種候補審査委員会の定める期間内に新品種候補審査委員長に対して文書をもって行うものとする。なお、農研機構の中課題に係る新品種候補については当該中課題の推進責任者の了解のもとに申請する。

3. 新品種候補の審査手順

審査手順は、次の通りとする。

申請→立毛調査→参考成績書送付→審査

1) 申請は、原則として当該系統の収穫3か月前までに行うものとし、作物名、系統名、採用予定県又は普及見込み地帯(以下、採用予定県等と表す。)並びに育成地及び採用予定県等における収穫予定時期を記載するものとする。

2) 立毛調査は、育成地及び必要に応じて採用予定県等を対象とする。委員長は立毛調査の委員を指名する。委員は育成地、採用予定県等と調整して立毛調査を行い、調査結果を委員長に報告する。

3) 委員長は立毛調査の結果について委員と協議し、調整する。

- 4) 新品種候補の育成機関は、立毛調査に基づく委員長の調整を経た上で新品種に関する参考成績書を作成し、作物試験研究推進会議が指定する日(審査会の10日前後前)までに委員長、委員及び関係機関に送付する。
- 5) 委員会は、新品種候補に関する立毛調査及び参考成績書、作物試験研究推進会議における討議結果、育成地から提出された場合は新品種候補の標本等を参考にして審査を行う。

4. 審査資料に関する事項

1) 立毛調査

(1) 系統名及び来歴

(2) 育成地及び採用予定県等における

ア 特性概要: 当該系統及び対照品種

イ 特性の類似した品種、系統との比較

ウ その他特記すべきこと

(3) 奨励品種に採用しようとする理由(又は、普及しようとする理由)

(4) 採用予定県等以外の地域における試験成績の概要

2) 新品種決定に関する参考成績書(奨励品種採用見込み候補の基本形として示す。採用のない場合もこれに準じて作成する。)

前段 新品種候補の概要(摘録)

写真(種類、枚数は限定しない。)

(1) 育成経過

1) 来歴

2) 系譜(図)

3) 選抜経過(表)

4) 育成系統図(図)

5) 特性検定試験、地域適応性試験の箇所数(表)

(2) 特性概要

1) 形態的特性

2) 生態的特性

3) 品質特性

(3) 試験成績

1) 特性調査成績

2) 生育調査成績

3) 収穫物調査成績

4) 品質調査成績

5) 特性検定試験成績

6) 地域適応性試験成績

(4) 固定度

(5) 配付先における試験成績

1) 配付先における概評一覧

2) 普及見込み地帯における試験成績

ア 採用予定県等に所在する農業試験場における成績

イ 採用予定県等における現地試験成績

ウ 奨励品種に採用しようとする理由

3) その他の地帯における試験成績

ア 試験成績総括表

イ 試験成績

(6) 配付しうる種苗量

(7) 適地

- 1)適地
- 2)奨励品種採用予定県もしくは普及見込み地帯
- 3)普及見込み面積
- (8)栽培上の注意事項(箇条書きとする)
- (9)育成従事者氏名(図示)

注1)成績表のほか、耕種概要、調査方法及び概評等を入れる。ただし、資源作物新品種候補、新規特性新品種候補、一代雑種親品種等の決定に関する参考成績書においては必ずしも全項目を必要としない。

注2) 必要に応じ、新品種候補の特性をもっともよく表す標本、写真等を参考資料として審査委員会に提出できる。

三 品種登録出願候補審査

1. 新品種候補の区分

品種登録出願を行おうとする理由に基づき、候補を以下に類別する。

- 1)限定的な普及が想定されている品種候補(以下「限定普及候補系統」と略する)
- 2)試作試験のための権利保護を必要とする品種候補(以下「権利保護候補系統」と略する)
- 3)一代雑種新親品種候補(以下「一代雑種候補系統」と略する)

2. 新品種候補審査申請の条件

新品種候補は、1. の区分に沿い、原則として、次に掲げる試験(準ずる試験を含む。)を実施したものとする。なお、権利確保候補系統については試作試験としての利用以外に種子の繁殖や販売に係る利用許諾契約を行わないことを前提とする。

1)限定普及候補系統

- ア 特性検定試験
- イ 生産力検定試験
- ウ 地域適応性試験(ただし、基本調査2年以上、複数年もしくは複数箇所での現地調査を基本とする。)

2)権利保護候補系統

- ア 特性検定試験等
- イ 生産力検定試験等
- ウ 地域適応性試験(供試年数、現地調査の有無は問わない。)

3)一代雑種候補系統

- ア 親品種としての採種能力その他の諸特性に関する試験(原則2年以上)
- イ 当該親品種候補を用いた一代雑種の生産力その他の諸特性に関する試験(原則2年以上)

3. 新品種候補の申請

- 二 農林認定申請候補審査の2. 新品種候補の申請に準じる。

4. 新品種候補の審査手順

- 二 農林認定申請候補審査の3. 新品種候補の審査手順に準じる。

5. 審査資料に関する事項

- 1)限定普及候補系統

二 農林認定申請候補審査の4. 審査資料に関する事項に準じる。

2) 権利保護候補系統

(1) 立毛調査

- ア 系統名及び来歴
- イ 育成地における
 - ① 特性概要: 当該系統及び対照品種
 - ② 特性の類似した品種、系統との比較
 - ③ その他特記すべきこと
- ウ 権利保護を行おうとする理由
- エ 特性検定試験、地域適応性試験の成績

(2) 新品種決定に関する参考成績書

前段 新品種候補の概要(摘録)

写真(種類、枚数は限定しない。)

ア 育成経過

- ① 来歴
- ② 系譜(図)
- ③ 選抜経過(表)
- ④ 育成系統図(図)
- ⑤ 特性検定試験、地域適応性試験の箇所数(表)

イ 特性概要

- ① 形態的特性
- ② 生態的特性
- ③ 品質特性

ウ 試験成績

- ① 特性調査成績
- ② 生育調査成績
- ③ 収穫物調査成績
- ④ 品質調査成績
- ⑤ 特性検定試験成績
- ⑥ 地域適応性試験成績

エ 固定度

オ 配付しうる種苗量

カ 適地 ① 適地

キ 栽培上の注意事項(箇条書きとする)

ク 育成従事者氏名(図示)

注1) 成績表のほか、耕種概要、調査方法及び概評等を入れる。ただし、資源作物新品種候補、新規特性新品種候補、一代雑種親品種等の決定に関する参考成績書においては必ずしも全項目を必要としない。

注2) 必要に応じ、新品種候補の特性をもっともよく表す標本、写真等を参考資料として審査委員会に提出できる。

3) 一代雑種候補系統

二 農林認定申請候補審査の4. 審査資料に関する事項に準じる。

6. 再審査に関する事項

権利保護候補系統については品種登録出願後、原則として3年もしくは3作期の終了後

に、良好な試作試験成績が得られて必要な要件をみたし、限定普及候補系統、あるいは農林認定申請候補に該当すると見込まれる場合は、それぞれ限定普及候補系統、や農林認定申請候補として再審査の申請が行える。限定普及候補系統についても、品種登録後普及が進展し農林認定申請候補としての要件を満たすと見込まれる場合は再審査を行う。

7. 再審査の方法について

- 1) 再審査は定例(2月、9月)の新品種候補審査会で行うことを基本とするが、これによることが困難な場合には臨時審査会の開催あるいは持ち回り審査によることが出来るものとする。
- 1) 臨時審査会の開催あるいは持ち回り審査のいずれに因るかは審査委員長が育成地の申請に基づき、内容を精査の上、審査の方法を決定し、申請者へ通知するものとする。
- 2) 臨時審査会の開催による審査を行う場合には少なくともその1ヶ月前までに、持ち回り審査による場合には少なくともその1週間前までに審査委員長は審査委員に対し、通知するものとする。
- 3) 申請者はあらかじめ、当該作物分野(稲、畑作物、夏畑作)の研究者等関係者に参考成績書等の関係資料を送付し、それぞれの検討を踏まえて、過誤や過不足事項等を修正する。
- 4) 申請者は審査関係資料をその1週間前までに審査委員へ送付するものとする。なお、送付の手法は郵送、電子ファイル何れに依ることも可とする。
- 5) 臨時審査会の開催による審査については、定例の新品種候補審査委員会における審査に準じて審議を行うものとする。
- 6) 持ち回り審査による場合には、審査期間は最低1週間とする。その間、必要に応じて審査会委員は申請者に対して、追加説明や資料の追加を求めることが出来る。
- 7) 審査委員長は、審査結果を取りまとめ、申請の可否について委員の意見を問うこととし、その可否に関する意見がとりまとまった時点をもって審査を終了し、その結果を申請者へ通知するものとする。

附 則

第1条 なお、本文書の制定に伴い、従前の農業試験研究独立行政法人等普通作物・工芸作物新品種命名登録候補審査実施要領(作物研究所、平成13年8月29日策定)は廃止する。

第2条 「作物試験研究推進会議新品種候補審査の実施について(23作物第111503号)の一部改正について」(平成25年10月8日付け25作物第100403号)により「7. 再審査の方法」の項を挿入。即日施行。